

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会  
の中間取りまとめに対する考え方

平成19年8月27日

N T T  
N T T 東 日 本  
N T T 西 日 本  
NTTコミュニケーションズ  
N T T ド コ モ

## 1. 基本的な考え方

- ・ 本研究会の「中間とりまとめ」においては、通信・放送の融合・連携の実現を促進するために、現在の我が国の縦割りの通信・放送法体系を見直してレイヤ型法体系に転換するという方向性が示されていますが、この方針に基づいて法体系を見直すにあたっては、①現行法上でどのような具体的な問題点が存在しているか、②新たな法体系に見直すことによりそれらの問題の解決が可能となり、利用者に対してどのようなメリットが生まれるのか、検討を進めていただきたいと思います。
- ・ また、ICT分野においてはデジタル化・IP化・ブロードバンド化に伴う技術革新が間断なく行われている中で、事業者の創意工夫に基づく自由な経済活動による多様で革新的なビジネス展開を促進し、ひいては我が国の国際競争力の強化を図っていくことが求められています。そのためには、通信・放送の融合・連携を推進する観点から縦割りの通信・放送法体系をレイヤ型法体系に見直すにあたっては、同時に全体的な規制緩和をすることが必要と考えます。

## 2. プラットフォームについて

- ・ 「中間とりまとめ」において「プラットフォーム機能」は、「物理的な電気通信設備と連携して多様な事業者間や事業者とユーザの間を仲介し、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用や公的サービスの提供の実現を目的とした、サービスポータル機能や、ネットワーク及びそれと連携する端末上のソフトウェア機能」と定義されていますが、具体的に何がこれに該当し何がこれに該当しないかを明確にすることが難しく、事業運営に混乱をもたらす可能性があると考えます。
- ・ 「中間取りまとめ」では、プラットフォーム機能が「規模の経済性」や「ネットワークの外部性」による独占性・寡占性が生じやすいことを勘案し、市場支配力の濫用を防止し、情報の自由な流通を確保する観点から規律の導入の必要性を検討する必要がある」としています。しかしながら、この分野は、今後、IP化・ブロードバンド化等の技術革新に伴い新たなビジネスの形成が期待される分野であり、この分野における事業の発展を図るためにも、ユーザサービスの高度化・多様化を図るためにも、事業活動については、事業者の自由な事業戦略に委ねるべきであり、仮に競争制限的な事象が生じた際には事後的に対応を行うなど規制は必要最小限にとどめるべきと考えます。

なお、「中間とりまとめ」では、プラットフォーム機能が「伝送インフラとともにその一部として提供される場合、伝送サービスにおける規律をプラットフォーム機能まで適用することが考えられる」としていますが、伝送インフラにおいては、これまでの局舎・線路敷設設備等のボトルネック部分のオープン化によって伝送インフラ部分のボトルネック性による影響は遮断されており、「伝送サービスの一部」とであるという理由でプラットフォーム機能について事前規制を課す必要はないと考えます。

### 3. 伝送インフラについて

- ・「電気通信設備に係る規律」については、IP化・ブロードバンド化の進展や無線を含めたアクセス手段の高速化・多様化の進展等の技術革新に伴う通信・放送の融合・連携、固定・移動の融合等の市場構造の大きな変化を踏まえて、規制緩和を図る必要があると考えます。

例えば、わが国の固定通信においては、局舎や電柱等の線路敷設基盤のオープン化が世界的にみても最も進展しており、これにより、他の通信事業者も現に独自のIPネットワークを構築してブロードバンドサービスを提供できる状況になっています。また、通信・放送の融合化が進展する中で、「中間とりまとめ」に対して、CATV事業者が述べているように、「CATV加入者数は2,000万(再送信を除く)を超え、世帯普及率では40%を超えて国民の約半数にサービスを提供しており、1,000万加入程度のFTTH網を優に上回る日本の代表的なラストワンマイルネットワークを保有している」状況になっています。

このように、通信・放送の伝送インフラの融合に伴い、この分野での設備ベースの競争が進展している状況を踏まえ、現在、通信事業に対して課されているボトルネック規制(指定電気通信設備規制)を緩和していただきたいと考えます。

### 4. コンテンツについて

- ・「中間取りまとめ」では、「公然通信について、有害コンテンツを含め、表現の自由と公共の福祉の両立を確保する観点から、必要最小限の規律を制度化する」とともに、「現在の放送に類比可能なコンテンツ配信サービスのうち、事業性があり、かつ一定の社会的機能・影響力を有するもの」については、一般メディアサービスとしての規制を受けるとされています。

しかしながら、規制のないインターネットの世界を前提に、自由なコンテンツ流通や多様なサービスが生まれてきたいわゆるネット社会に対して規制を導入すれば、新たなビジネスの創造が阻害されるおそれがあります。また、①有害コンテンツ等に対する何らかの規制は必要であるとしても、通信・放送の法体系の枠内で対応することが適切か、②社会的影響力が増大することにより規制が強化される枠組みを導入することは、結果的に事業者の事業意欲を削ぐとともに、コンテンツの流通促進を阻害することになるおそれはないか、といった論点の検証が必要と考えます。

更に、IP技術を用いたコンテンツ配信は国境を越えたサービス提供が既に行われていますが、①国境を越えたコンテンツ配信サービスに対する規制の有効性の問題があるとともに、②仮に国内事業者のみが規制を受けるとすれば、国際競争力の強化の観点からの問題やサービス提供事業者の国外流出も懸念されることから、こうした点についても慎重に検討する必要があると考えます。

- ・なお、「中間とりまとめ」でも指摘されているように、ユビキタスネット社会の構築に向けた環境整備を図る観点から、通信・放送の法令だけでなく、例えば著作権法などの関連する法令についても、情報の自由な流通を促進するための見直しを行うことが必要です。

## 5. レイヤ間規律について

- ・「中間取りまとめ」においては、「レイヤを超えた垂直型事業統合・連携は原則として事業者の経営判断に委ねる」としていますが、伝送レイヤにおいて、「有限希少な周波数や保有しているボトルネック設備を梃子にして競争事業者の参入を阻止することで、自由な事業展開が妨げられるおそれがある」ことから、「ロックイン効果や寡占性などが認められ、メディアの多元性確保・公正競争促進が妨げられる場合には、必要な限度で、垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することが必要がある」としています。しかしながら、伝送レイヤにおいては既にボトルネック設備に対しては厳格なオープン化やファイアーウォール等の行為規制が課され、伝送レイヤにおけるボトルネック性の影響は遮断されており、多様で柔軟なビジネスモデルに基づくユーザーサービスの高度化・多様化を図るためには、事業統合・兼営に対する規制は不要と考えます。